

令和 7 年度 東京都再犯防止推進協議会

議事録

日時：令和 8 年 1 月 26 日（月曜日）

東京都庁第一本庁舎 3 4 階 3 4 B 会議室

(午後2時 25分 開会前アナウンス)

○事務局 開会に先立ちまして、事務局からご案内申し上げます。本日の会議は、WEB会議形式にて実施いたします。操作でご不明な点や音声が届かない等がございましたら、チャット機能又は電話等の方法により、事務局までお知らせください。電話番号は03-5388-2747です。また、通常時はマイクをミュートにさせていただき、ご発言時には、マイクのミュートが解除されていることをご確認の上、ご発言をお願い致します。なお、本日の資料は、①議事次第、②出席者名簿、③協議会の設置要綱、④実務者会議の組織運営要領、⑤事務局報告資料「令和7年度 東京都再犯防止推進協議会実務者会議結果概要」、⑥鳥取県様資料「鳥取県の再犯防止推進事業について」、⑦東京保護観察所様資料、の7種類となっております。会議資料は事前に送付しております。また、資料は適宜、説明時に画面表示いたしますので、申し添えます。本会議は、「公開」での開催となります。なお、本日は法務省秘書課及び矯正施設の職員の方が聴講者として参加されております。後日作成する議事録についても、ご発言の内容をご確認いただいた後、公表させていただきますので、あらかじめご承知おきください。それでは開会まで今しばらくお待ちください。

午後2時30分開会

○田邊部長 それでは定刻となりましたので、「令和7年度 東京都再犯防止推進協議会」を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、東京都 都民安全総合対策本部 治安対策担当部長の田邊でございます。よろしくお願いいたします。

それでは会議の開会に当たり、東京都再犯防止推進協議会の会長であります、東京都都民安全総合対策本部長の竹迫からご挨拶申し上げます。

○竹迫本部長 東京都都民安全総合対策本部長の竹迫でございます。

「東京都再犯防止推進協議会」の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、御多忙のところ、本協議会に御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。東京都におきましては、令和6年3月に策定をいたしました「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、国や区市町村、関係機関、民間協力者の皆様と連携しながら、再犯防止に向けた取組を着実に進めているところでございます。

都民の安全・安心な暮らしを守るためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪や非行

をした者が抱える課題を社会全体で解決することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていくことが重要でございます。

立ち直りにあたっては、薬物依存や若年期の非行・孤立など、それぞれが異なる課題や複合的な課題を抱えております。そのため、多様な機関・支援者が連携し、個々の状況に応じた、切れ目のない「息の長い支援」を行うことが重要でございます。

そうした点を踏まえまして、今年度の実務者会議においては、「薬物依存を有する者への支援等」及び「少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等」をテーマに、関係機関・支援者の方から御講演いただき、委員の皆様にも御議論をいただきました。これらの議論は、今後の再犯防止施策を検討する上で、大変貴重な示唆を含むものでありますので、後ほど事務局から報告をさせていただきます。

また、「息の長い支援」という点におきまして、地域社会の中で更生を支える民間協力者の役割は極めて重要でございます。昨年末には、地域ボランティアの意義や持続可能な活動を支える法整備の必要性等が盛り込まれました「再犯防止国連準則」が採択されるなど、その重要性は、国際社会においても高く評価をされています。さらに同準則においては、地域ボランティアの具体例として、我が国の「保護司」が明記されており、日本の取組は世界からも注目されています。

一方、我が国においても、令和7年12月に保護司法が改正され、保護司の活動環境の改善につきまして、地方公共団体の努力義務が新たに規定されました。このような情勢にあるところ、昨今の東京都における保護司の充足率は、全国平均を下回っており、担い手の確保とともに、保護司が安心して活動できる環境づくりは喫緊の課題となっております。

そこで本日は鳥取県様より、「鳥取県の再犯防止推進事業について」と題し、「保護司よりそい支援事業」等について御講演を賜ります。保護司の活動を支え、対象者に寄り添った支援を行う取組は、東京都における施策を検討する上でも、大変参考となるものでございます。また、御講演を踏まえた上で、東京都における保護司の確保及び活動の現状と課題について、情報共有と意見交換を行う予定としております。

本日の協議を通じて、課題や今後の方向性について、皆様と認識を共有し、今後の施策検討に繋げてまいりたいと考えております。本協議会におきまして、委員の皆様から忌

憚のない御意見を賜りながら、東京都の再犯防止施策をより実効性のあるものとしてまいりたいと考えております。引き続き、皆様の御理解と御協力を賜り、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田邊部長 それでは続きまして、事務局より、「令和7年度 東京都再犯防止推進協議会 実務者会議」第1回、第2回の開催結果について、ご報告させていただきます。

○宮澤課長 事務局の東京都都民安全総合対策本部の宮澤と申します。よろしくお願い申し上げます。今からご説明する資料については、委員の皆様には事前にデータでお送りしておりますが、端末の画面にも資料を表示いたしますので、ご覧ください。

この協議会は、この親会と実務者で構成されます2段階構造となっております。実務者会議につきましては、第二次東京都再犯防止推進計画で掲げました6つの重点課題の中から課題を抽出し、関連した取組を協議事項としております。今年度は実務者会議を2回開催いたしました。第一回は「薬物依存を有する者への支援等」をテーマに、特定非営利活動法人東京ダルク様と、東京都保健医療局健康安全部薬務課にご講演いただき、協議を行いました。第二回は、「少年・若年者に対する可塑性に注目した指導等」をテーマに、協力雇用主からご講演いただいた後、協議を行いました。それでは次のページから、各会議の結果概要をご説明いたします。

それでは、第一回実務者会議についてご説明いたします。第一回実務者会議の協議事項「薬物依存を有する者への支援等」に関連して、東京ダルク様から、「ダルクの基本プログラムと現状」についてお話いただいた後、意見交換を行いました。本講演について、簡単に内容をご説明いたします。まずダルクの基本的なプログラムについてです。ダルクとは、Drug Addiction Rehabilitation Center の略であり、薬物依存症から社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設です。入寮または通所によりまして、12ステップという薬物依存から離脱するためのプロセスをもとにしたミーティングを行います。その他山登り等のレクリエーションも実施しております。ダルクはスタッフほぼ全員が薬物依存症の回復者であり、回復者で運営されていることが特徴です。

こちらが、現在の東京ダルク利用者28名の断薬期間です。必ずしもダルクの入寮、利用期間と断薬期間は一致いたしません。続きまして、利用者の逮捕歴・入院歴についてです。複数回刑務所に入所したことのある者が3割超いること、そして9割近くの方が

精神科の受診歴があることがわかります。利用者の約半数は服薬が必要な状況となっております。

続きまして、利用者の最終学歴と就労経験についてです。現在仕事についていない方が8割でありまして、「仕事どころではない」というのが現状です。就労年数は5年から10年がもっとも多く、職場を5回から10回変えている者が半数近くいます。このことから、就労年数が長くても、短期で離職を繰り返す不安定な就労経験しかない者が多いと言えます。

こちらは東京ダルクに通所されていた方の実際のケースです。平成18年に覚せい剤使用で逮捕され、留置所の中でダルクを知ったことを契機に、東京ダルクへ1か月通所、その後入寮しました。午前、午後、夜の1日3回のミーティングを実施する日々を送り、2年目に退寮し一人暮らしへ。その3年後に再就職、生活保護も廃止し結婚いたしました。しかし、ダルクへのミーティング参加等、自身の精神的なアディクションに対する定期的なメンテナンスをしていなかったことや、仕事上のストレスが重なり、うつ病と診断されました。そこで改めてダルクへの通所を開始し、現在は10年以上ダルクのスタッフとして勤務、断薬期間は19年に達したとのこと。このケースを踏まえた考察として、アディクションには物理的なアディクションと精神的なアディクションの2種類があり、物理的なアディクション、これは薬物依存ですけれども、これが収まったら終わりというわけではなく、精神的なアディクションに対するメンテナンスが引き続き必要であるということ。そして当事者が当事者を助けていくというピアサポートが大切であることというのが挙げられます。

この発表に対するご意見としては、「薬物依存と再犯防止は本人の自主性が重要である」、「ダルクの利用に際しては、多くの方が生活訓練の利用期間終了後、自費で通っており、そこが今後の課題である」、「薬物依存に関する地域理解はまだあまり進んでいない」といったものがあり、事務局としても今後参考にしていきたいと考えております。

次に同じく第一回実務者会議において、東京都保健医療局健康安全部薬務課から、「薬物事犯の再犯防止に関する取組について」のご講演をいただいた後、意見交換を行いました。この講演の内容についてご報告いたします。

東京都では薬物乱用防止のために「東京都薬物乱用対策推進計画」を作成しています。

現在の計画は令和6年度から令和10年度を計画期間としております。薬物乱用対策の柱として、啓発活動の拡大と充実、指導・取り締まりの強化、薬物問題を抱える人への支援の3つを掲げています。柱1の「啓発活動の拡大と充実」における新たな取組としては、子供のうちから医薬品の効果や、正しい使用方法等を学ぶための啓発資材の提供を行っております。また、いわゆるオーバードーズに関する啓発動画も作成しております。薬物事犯の再犯防止については、柱3の「薬物問題を抱える人への支援」に含まれています。

柱1に関する取組として、先ほどお話したオーバードーズに関する啓発動画がこちらです。左側が大麻、右側が市販薬についてのチラシでして、右下のQRコードから動画へ飛ぶことができます。チラシ下部に掲載されている3名の先生方に、若者からの質問・疑問に回答いただくという形式の動画となっております。元薬物依存当事者の八王子ダルクの方にも質問に回答していただいていることで、薬物を使用してしまった方に対する二次予防、薬物依存症の方に対する三次予防にも配慮した内容となっております。

こちらが柱3のプラン7、「薬物問題に対する相談・支援体制の充実」に関する取組として実施しています、「薬物乱用に関する相談チャットボット」です。チャットボットは機械が対応するので、人間には相談しにくいと感じる方でも、気楽に相談できることを期待しています。

こちらは「薬物乱用防止コピー用紙裏面広告」です。無料で利用できるコピー用紙の裏面に、大学生から同世代へ薬物乱用防止に関するメッセージを掲載しているものです。右下のQRコードを読み込むと、薬物乱用防止に関する相談機関を紹介するホームページへ飛ぶようになっています。

こちらは危険ドラッグ・違法薬物の啓発サイトです。最新情報を都民に向けて発信するとともに、メールでの問い合わせ機能も設けています。また危険ドラッグに関するキーワード検索を行うと、本サイトのリンクが表示されるキーワード連動広告を採用しており、キーワードに関心の高いターゲット層が、購入を思いとどまる、使用を中止するきっかけとなることを期待しています。

最後に再犯防止への取組ではありませんが、若年層で増えているオーバードーズに対する取組として、子供のうちから医薬品の効果・副作用、正しい使用方法を学ぶための啓

発資材として、小学校高学年向けの授業事例を作成しております。

この発表に対するご意見としては、「チャットボットはどのページのアクセス数が多いのか」、「授業事例はどのように活用しているのか」、「外国人等への対応・支援について伺いたい」というものがあり、お示しの通り薬務課にお話をお伺いしました。

続きまして、第二回実務者会議についてご説明いたします。第二回実務者会議の協議事項「少年・若年者に対する可塑性に注目した指導等」に関連して、協力雇用主である株式会社拓実建設様より、協力雇用主の取組と支援の課題について、ご講演いただいた後、意見交換を行いました。

講演の内容についてご報告いたします。拓実建設は主としてゼネコンの二次、三次下請けとして、内装解体工事や土木工事を手掛けている会社でして、約60名の従業員のうち、約半数が出所者・出院者です。人手不足解消と人材確保を目的として協力雇用主となり、出所者の雇用を始めてから8年経った現在までの応募者数は、延べ800人を超えています。拓実建設における福利厚生をお示ししたのがこちらです。出所後の行き場として寮を完備し、出所・出院時はお金がないため、給料の日払い・週払いを行っています。また各種社会保険も完備しています。

続いて就労時の支援です。出所・出院時のお迎えや、身元引受を実施しています。また、スマホを作れない者が大半であるため、スマホの貸与も行っているほか、住民票異動等の手続きも代行しています。少年の中には、自分の住民票がどこにあるかわからないこともあるため、一緒に調べながら代行します。定着支援としては、安全靴や制服を年1回支給しています。資格取得を希望する者には、全額会社負担で取得させています。少年は親・親族とのつながりがあるかないかによって定着率が変わることと、目標を持たせることが大事であるとの考えの下、親族や親への仕送りを奨励しており、実際に実行している者もいるとのことでした。

こちらは実際に拓実建設で雇用している少年の事例です。昨年出院してから1年4か月勤務をしています。当初は家庭環境に問題を抱え、本人の意欲が低下している様子が見られたところ、育ててくれた祖母や母に連絡を取って一緒に会いに行き、定期的に本人が祖母・母と連絡を取るきっかけを作るとともに、会社からも本人の就労状況等を定期的に報告しています。また当初は就労経験が無く、寝坊・遅刻を繰り返していたところ、

毎日起こしに行く、遅刻・欠勤の理由を一緒に考え、解決策を探す等、根気強く指導を行いました。加えて、食事会等のイベントを通じて、同じ境遇である出所者の先輩たちの話を聞かせることによって、会社の仲間とのつながりを実感させる等の取組を行いました。上記を、代表取締役はじめ、担当者等が徹底して対応することで、本人の生活基盤を安定させ、長期定着を実現できております。

少年・若年者指導における課題がこちらです。少年はそれぞれ異なる個性や課題を抱えているため、個々の状況を把握して働きかけることが重要です。また、関係機関との連携も不可欠です。先程の少年の例で言うと、定着して1年経った頃に、当時の少年院の先生が会社へ訪問してくれ、本人がやる気を出したということがありました。切れ目のない支援のためには、関係機関との連携も大事です。また、指導する上では、信頼関係の構築が重要です。本人が安心して相談できる環境を作るとともに、問題行動をただ叱るだけでなく、本人と共に原因や対策を考えることが重要です。そして将来のイメージが曖昧だと、非行や楽なほうに流されやすいため、将来どういう風になりたいか等イメージさせることで、本人のやる気を引き出す必要があります。

今後の展望及び行政への要望がこちらです。多くの出所者は、社会との接点が絶たれた状態で、いきなり自由になります。住居や人間関係の再構築に加え、就労先の確保は非常に困難です。前科・前歴により雇用の機会を得にくい現実もあり、その生活の不安定さが再犯へ繋がるケースも珍しくはありません。そこで在院・在所中に就労先を確保することが重要であると考えます。出所後の見通しがつくことで、残りの刑期の過ごし方も変化があるのではないかと考えます。そして、その企業に定着して勤務することは、自信回復や社会適応を助ける重要な役割を果たします。長く勤めてもらうために、何ができるかが課題となりますので、関係各所と情報を共有し、本人の今後を共に考え進めていくことが大事と考えます。そして行政への要望ですが、出所者・出院者の雇用に対するネガティブなイメージをもつ企業が多いところ、そうした雇用のイメージアップに取り組んでいただきたいとのことでした。

この発表に対するご意見としては、「雇用した出所者・出院者に定着してもらうために、どのような工夫をしているのか」、「個々の状況に応じた支援として、刑務所等に期待するものは何か」、「出所者の雇用に関するイメージアップについて、どのようなアプローチが効果的と考えるか」といったものがあり、お示しのとおり、拓実建設にご回答いただきました。以上で実務者会議の報告を終わります。

○田邊部長 ただいまの報告に関しまして、何かご質問等がございましたら、Teams の挙手機能、又は挙手にてお知らせ願います。よろしいでしょうか。それでは会議次第4に移ります。本日はここで、保護司よりそい支援事業等の先進的な取組を実施されている鳥取県様から「鳥取県の再犯防止推進事業について」ご講演いただき、今後の都や都内区市町村等における再犯防止施策の検討に向けての学びの機会としたいと思えます。それでは鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課、米澤様よろしくお願いたします。

○米澤講師 ただ今ご紹介に預かりました、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課で再犯防止の担当をしております、米澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。資料の共有をさせていただきます。資料のほうには載せていないのですが、鳥取県の概要を簡単にご説明させていただきます。

鳥取県は西日本の中国地方に位置しております。新幹線等が通っていないのでイメージが難しいかもしれませんが、新幹線が通っているところであると、岡山県の北側ですね。その辺りに立地しております。県の面積が 3507k m²というところで、東京都さんが 2199k m²というところで、東京都さんよりも若干広い県となっております。ただ人口は桁違いに違っておりまして、東京都さんが 1400 万人を越える人口を抱えていらっしゃるのに対して、鳥取県は県で 52 万人程度の人口となっております。ですので、もしかすると東京都の 23 区の特別区のどこかのところよりも、人口が少ないようなところとなっております。その分県のような広域行政と県民との距離が少し近いところもあるかと感じております。ちょっとした PR にはなりますが、食べ物として冬はカニですとか、夏ですと岩ガキとかが美味しいところになりますし、鳥取砂丘はオールシーズンで見ただけのような観光地となっております。羽田空港から 1 時間程度でお越しいただけますので、もし興味を持たれましたらお越しいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

本題のほうに移ります。本課は孤独・孤立対策課というところですので、どのような部署かを簡単にご紹介させていただきます。

スライド資料 3 枚目になりますが、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例というものを、令和 5 年 1 月に施行しているのですが、ヤングケアラーですとか、老々介護ですとか、8050 問題のような課題に対して、地域の絆を活かして対策

を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくっていかう、そういうふうなイメージのもとで条例のほうを施行しております。具体的な施策については、ひきこもりやその家族への支援ですとか、ヤングケアラーの方への支援など、その中の一つに再犯防止・更生保護も入っております。それから重層的支援体制整備事業といたしまして、市町村において複合的な福祉課題に係る相談窓口を作る、そういった体制を推進している部署でございます。この条例の具体化のために、県庁内の地域福祉関係の業務を集約しまして、「孤独・孤立対策課」を令和5年7月末に設置いたしました。ここでは生活困窮者の自立支援事業ですとか、生活保護ですとか、再犯防止・更生保護もそうですが、その他にも民生委員制度ですとか、成年後見制度、ひきこもり支援、ヤングケアラーの支援を所掌している課となっております。こちらが当課の紹介となります。

続きまして、再犯防止推進事業について説明をさせていただきたいと思います。鳥取県の再犯防止推進事業ですが、現在行われております都の推進協議会と同じような再犯防止推進会議等も行っているのですが、他の都道府県さんと違う取組は、主にこの2つが挙げられます。1つ目が鳥取県立ハローワークによる出所者等就労支援。こちらは令和元年度の9月から支援を行っております。簡単に申しますと、無料の職業紹介事業、鳥取県立ハローワークと名をうちまして、県内4か所に設置されています。そのうち1か所に刑務所出所者等の専門就労支援員の方を1名配置しております。この方はたまたまではあるのですが、保護司の方となっております。そちらのほうで、協力雇用主の開拓や、出所者等と企業とのマッチング等を実施しております。その他には啓発活動、セミナーですね。それと出所前の受刑者に対しての釈放前の就労指導を実施しております。セミナーは今年お笑いタレントのゴルゴ松本さんにやっていただきまして、結構な参加人数で、よい研修になったと思っております。

一方で本日の主題となりますのが、こちら右側の保護司よりそい支援事業となります。後程詳細は説明させていただきますが、元保護観察対象者等から元担当保護司に相談があり、保護司の方が対応していただいた場合、1回につき3,440円の実費弁償金を支給させていただくという形になっております。また、満期釈放者等で保護司が付かない場合、各保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」に相談支援窓口を設置いただきまして、ここに相談を受け付けていただくというような形になっております。

まずはこの保護司よりそい支援事業の経緯を説明させていただきます。まず地域生活定着支援センター、本日ご参加いただいている方は、もしかしたらご存じかもしれません

が、高齢の方や出所者の方等の相談支援を行う機関ですが、実態としては対象外の方々ですとか、その家族の方々ですとか、そういった方々から相談が寄せられることも多く、範囲外ではありますが、できる範囲でのアドバイス等を行っていただいていたところでもあります。一方で、一般の出所者等に対しては、定着支援センターが行っているような伴走型支援はできていませんが、出所者等の再犯者数を減少させるためには、出所者等の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定・自立した生活のサポートというところが必要になってくるので、高齢者や障がい者に限定しない支援体制構築、こちらが第2期の再犯防止推進計画の策定、第二期が本県は令和5年4月からだったのですが、その策定の段階で課題提起がなされたところでございます。支援体制構築のための検討会を実施する運びとなりました。高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」を、令和5年から令和6年にかけて、合計6回実施しております。参加いただいた機関様は、鳥取保護観察所様、鳥取県保護司会連合会様、鳥取県定着支援センター様、そして当県が参加して、協議の場を開いていたところでございます。

次のスライドになりますが、検討会の実施ということで、どのような推移で検討が流れていったかというところです。まずは第一回を令和5年6月に実施しております。このタイミングで相談支援体制案をとりまとめました。保護司と関係があった出所者等は保護司が相談対応し、保護司との関係がなかった出所者等は更生保護サポートセンターが相談対応していただくというようなフレームが、最初のときにはできていたということになります。第二回目も検討会の中で、第一回での案について、現場の保護司会から意見聴取をさせていただきまして、おおむね同意を得られたものの、どのような体制で運営するかは今後詰めていく必要があるという話をさせていただいたところでございます。事業化になるところだったのですが、第三回の令和6年1月に行った際、法務省により令和6年度予算で保護司への実費弁償金支給制度が創設される旨の情報を入手いたしました。これで相談支援体制を再構築する必要があるということが判明いたしまして、第四回のほうに移りまして、実費弁償金の新制度を受けて、支援制度のスキームの再検討を実施しております。そこで国の制度の対象外となる、定期的な近況報告みたいところは対象外となる制度だと思っておりますが、そういった支援も孤独・孤立防止や再犯防止には重要であるとしまして、国のスキームでは支援対象にはならないケースの支援をしていくこととなりました。第五回で対象者等に対する相談支援と国の新制度ですとか、既存制度、また県費による支弁のスキームについて検討いたしました。第六回においておおむね内容を固めまして、方向性について同意をいただいたという形にな

ります。

次のスライドになりますが、それで新規事業の立ち上げと至ったわけですが、保護司よりそい支援事業はこのような形となっております。(1)では保護観察終了者が元担当保護司に相談した場合、保護司に必要な経費の支援を行うということになっておりまして、委託を鳥取県保護司会連合会様のほうに委託させていただいております。また(2)に「更生保護サポートセンター」、これは郡部等にもありまして、合計でいうともっとあるのですが、ある程度規模の大きい鳥取市、倉吉市、米子市の3か所に相談対応体制を整備いたしました。そこで人件費や事務費の負担等をしております。こちら、鳥取県保護司会連合会様に委託して行っているところがございます。またその他の支援体制に係る連絡会や周知に係る広報についても、予算を計上しております。

次のページにいきまして、具体的な支援スキームについて説明させていただこうと思いますが、パターン①として、保護司の元担当支援者、保護司の支援を受けていた方になりますが、ここは保護観察終了者等が該当になると思います。元支援者ですね、左側が。この方々が困りごとや相談を、元担当の保護司さんへ相談されまして、助言等をされます。そうされますと、まずは法務省の相談の実費弁償金、こちらが該当となる場合があると思います。法務省の制度では、同一の内容で複数回の対応は対象外となるのですが、その場合には、鳥取県の保護司よりそい支援事業での対応となります。単価は国のものと同じで3,440円で、法務省の実費弁償金制度の対象外となるもののうち、更生に必要なものを支給するというような形になっております。

次のスライドに移りまして、パターン②としまして、保護司との接点がなかった方となります。窓口相談となると思いますが、出所者等で保護司と関わりがなかった方が、困りごと相談を更生保護サポートセンターへしていただけるような形にしております。更生保護サポートセンターから助言をしていただく形となりますが、鳥取県のほうから保護司よりそい支援事業として、更生保護サポートセンターに相談支援体制を構築いただきまして、その運営費ですとか備品購入費等を負担させていただくという形になっております。

次に移りまして、これが少し細かい対応属性の流れになるのですが、こちらの中で私が特に伝えるべき点として、真ん中のほうに報告書とあります。保護司の方が相談等をされた場合、既存の法務省のほうでは報告書にて報告していただく必要があるのですけれ

ども、これを県の事業でも同じ様式にさせていただきますして、保護観察所様へ提出いただくという形になっております。保護観察所様にて、国の制度が使える場合は国の制度を使っていただきますし、国の制度が使えないのであれば、内容を見ていただいて県の当該事業でということで、県に対応を促していただくという。事務局を保護司会連合会へ委託していますので、こちらのほうから保護司の方へ、実費弁償金を支給するようになっております。

続きまして事業に係る広報物ということで、以下のような広報物を作成しております。カードを今日はお見せ出来ていないのですが、チラシとカードをつくっております、これを関係機関へ配付することで、周知を図っているところでございます。右下のほうに県 HP の QR を載せています。もしご関心があるようであれば、是非覗いていただければと思います。

実際の支援実績になります。令和7年度においては、2件の実績があがっております。ただ、この2件とも更生保護サポートセンターの窓口で対応されておりました。上段の内容は、数十万円の負債があり、年金の相当部分を返済に充てている方です。医療系国家資格、何かしら就職には役立つ資格を持っていますが、様々な疾病に罹っており、就労ができないと。債務整理と生活保護を考えているが、どうすればよいかわからないとご相談をいただいている形になります。更生保護サポートセンターの職員が市町村の生活困窮相談窓口をご案内して、また一緒についていってもらいました。こちらの窓口のほうで、役場内の生活保護申請窓口への相談に繋がることのできたようです。今後の見込みがたちまして、相談者本人さんも安心して帰宅されたということです。もう一点の更生保護サポートセンターでの対応になりますが、市役所から更生保護サポートセンターを紹介され、電話での相談をされたという形になります。仕事がなく困っており、仕事を紹介してほしいという要望をいただいたというものになります。対応としましては、保護司や保護司会では仕事の斡旋ができないため、ハローワークの相談窓口に行き、相談するように助言したという形になります。

資料についてはここまでですが、事業の課題としまして、支援実績が少し少ないかと考えています。実際に支援を必要としている方へ、本当に行き届いているかどうかというところが課題かと考えています。スライドが1枚戻るのですが、こういったようなチラシとかでサービスの周知を図っていきまして、1人でも多くの方が地域に定着して生活していただきたいと思っているところでございます。1点ほど、皆様にお願ひがありま

す。もし皆様のほうで支援されている方が、東京都ではあまりないかもしれないのですが、鳥取県に帰ってきたいんだという方がいらっしゃいましたら、県では更生保護サポートセンターや保護司の方が相談にのっていますよと、チラシ等で周知していただけたらと思います。大変長くなりましたが、当課からのご説明は以上となります。ありがとうございました。

○田邊部長 米澤様、ありがとうございました。それでは、ただいま鳥取県様にお話しいただきました講演につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと存じます。委員の皆様、何かございましたら、Teamsの「挙手機能」又は挙手にてお知らせ願います。それでは高橋様、ご発言ありましたらマイクをオンにして、ご発言をお願いします。

○高橋委員 ご説明ありがとうございました。2点ほど教えていただきたいのですが、ご担当の課の中で、重層的支援体制整備事業や生活困窮者の事業を行っているようにスライドの中で拝見したのですが、私共、社会福祉協議会が委託しているところも結構あります。その中で再犯防止事業と重層的支援体制整備事業や生活困窮者の事業との連携というのは、何かやっておられるのでしょうか？これがまず1点です。

それから、県立のハローワークというのが出てきましたが、県立と書いてありますが、ハローワークは国の機関だと思うのですが、これは鳥取県が国と同等の事業を実施しているということでしょうか。この2点について教えてください。よろしく願います。

○米澤講師 ご質問いただき、ありがとうございます。まず1点目ですね。重層ですとか困窮ですとか、そういった制度と再犯防止との連携ですが、本日ご紹介しました定着支援センターさんを当課で担当しているところでございます。厚生労働省のほうからも、定着支援センターと市町村相談窓口との連携が重要だという話をいただいております。定着支援センターさんからも要望をいただいているところでございました。どちらも担当課が当課ですので、当課が主体になりまして、そういったところへ繋げていくと。市町村の重層窓口の担当者と定着支援センターの担当者、それぞれの担当者会議の場を県でセットさせていただきまして、そういった連携を作ろうということで、今年は2～3回ぐらいですね。特定の市町村だけですけれども、させていただいたところでございます。今日の保護司推進事業の中で若干繋がってはいないのですが、このよりそい支援事業の実績の中でも、先ほど申し上げた生活困窮窓口、更生保護サポートセンターが

なげた生活困窮窓口、これも確か重層体制支援事業で作られた窓口だったと思いますので、そういった意味での繋がりはあるかと考えております。それが1点目です。

2点目の県立ハローワークですが、元々職業紹介機関ということで、職業紹介の事業を鳥取県では手厚くやっているような形になりまして、説明が上手くなくて申し訳ないのですが、国とほぼ同等の職業支援の機関を、県でも就労支援として実施していこうということで、鳥取県ハローワークということで全県展開しております。ただ、雇用保険の事務とかそういったところは国の専権事務だったので使えないですけども、それ以外の職業紹介のほうは、鳥取県のほうが商工労働部とのつながりもありますので、そういったところともつながりながら、丁寧にサポートしていこうというような形で実施をしているところでございます。その中の一つに生活困窮者への支援というものがあまして、再犯防止の観点から専門の就労支援員を雇っているという形になっているところでございます。

○高橋委員 ご説明ありがとうございました。もう一点だけ質問してもよろしいでしょうか。

○田邊部長 お願いします。

○高橋委員 県立就労支援ハローワークで、確か保護司をご経験された方がそこでは相談窓口をしているという、その窓口の頻度はどれくらいでしょうか。毎日ということなのか、それか月に何度かということになるのでしょうか。

○米澤講師 基本的には県立ハローワークがオープンになっている日というのは、相談を受け付けているという形になります。ただ、主の専門支援員が出ていない日もありますので、できれば事前予約をしていただいて、できればこの日がいいですといただいたら、その日に合わせてというような形になると思うのですが、基本的にはいつでもないといけないというものはなくて、運営日が月曜日から土曜日の10時から18時までというような運営時間となっていますので、基本的には来ていただいたら対応します。できれば、専門の就労支援員がいる時に来て欲しいというような形になっております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○田邊部長 高橋様ありがとうございます。米澤様、ありがとうございます。他にご

質問等ございますでしょうか。それでは東京更生保護施設連盟の森山様よろしくお願ひします。

○森山委員 東京更生保護施設連盟の森山と申します。分かりやすいご説明ありがとうございました。大変素晴らしいスキームに取り組んでいると感じました。しかし、結果的に実績がまだ2件ということで、まだ必要な人に届いていないという話もありました。私共は更生保護施設として、施設を退所した後のフォローアップ支援というものに取り組んでおりまして、退所後でも施設へ電話や来訪による相談等があれば必要な支援を継続しています。鳥取県にも鳥取県更生保護給産会という更生保護施設があると思うのですが、退所先が遠方で気軽に立ち寄れない者が、サポートセンターを頼るような、そんなニーズもあると思うのですね。当然、給産会様とも連携して実施されている事業だと思うのですが、そのようなケースでも活用しやすいように周知が図ればよいかと思ひました。大変よいスキームですので、ますます充実することを期待しております。ありがとうございます。

○田邊部長 森山様ありがとうございます。他にご質問等ありますでしょうか。

○宮澤課長 事務局からお尋ねしたいことがございます。補助のメニューが2つあって、1つは実費弁償金の制度、もう一つは更生保護サポートセンターでの相談体制だと思われれます。少しありましたけど、実費弁償金の制度のほうは実績が令和7年度は今のところないということが表でありましたが、その辺りをどのようにお考えになられているかをお聞きしたいのですが。

○米澤講師 ありがとうございます。まず法務省の実費弁償金の案件はあまりないと、鳥取県のほうでは伺っております。もしかすると、そもそも保護司さんへの相談が少ないのかもしれないと考えているところではありますが、とはいえ困っている方というのはいるのではないかと思っております、こちら周知を強化していかないといけないと考えているところでございます。一つ考えているのは、当課は民生委員さんの民生委員制度も所管しております、そういったようなところも繋がりがございますので、周知を強化していきまして、地域で困った方がおられたら、更生保護サポートセンターさんしかり、元担当さんしかり、その方々に相談してもらえないでしょうかと声掛けしていただくようなことを言えたらと、今考えているところでございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

○田邊部長 他にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。また最後に全体を通じてのご質問の時間を設けてございますので、何かありましたら最後の時間にご質問いただければと思います。米澤様、誠にありがとうございました。

それでは、最後の議題に移らせていただきます。先ほど鳥取県様より、保護司よりその支援事業等、保護司の活動等に関する支援の取組について御紹介がございましたが、「第二次東京都再犯防止推進計画」においても、重点課題として「民間協力者の活動の促進」を掲げており、保護司を始めとする民間協力者の確保と活動促進について、各種取組を実施しているところです。しかしながら、令和7年の東京都における保護司の充足率は75.3%と、全国平均の87%よりも依然として低い状態にございます。

つきましては、この場にて、東京都における保護司の現状・課題について、東京保護観察所様から御共有いただくとともに、今後の必要な取組について、皆様から御意見等いただきたいと存じます。それでは、まずは東京保護観察所 杉山様から、東京都の保護司の確保・活動に関する現状及び課題等について、御共有よろしく願いいたします。

○杉山所長 東京保護観察所長の杉山です。どうぞよろしくお願いいたします。今日は委員の皆様には保護司の現状等についてお話する機会をいただき、ありがとうございます。保護司について、簡単にご説明いたします。東京保護観察所は東京都内を管轄しておりますが、23区を主に管轄する本庁と、多摩管内に立川支部がございまして、本庁と立川支部で全体を管轄させていただいているところでございます。そして東京都内に地方公共団体が62ございます。特別区が23、26市5町8村でございます。保護司の活動をしていただくにあたりまして、地方公共団体のご協力をいただくということが非常に大きく必要になってきますので、皆様にご理解いただきながら進めているというのが現状でございます。

後程の説明の中で出てきますが、保護司の皆様は保護区というものを単位として活動していただいております。特別区の方は各区と保護区が1対1となっております。例えば新宿区であれば新宿区保護司会、渋谷区であれば渋谷区保護司会と組織し、後程申し上げます更生保護サポートセンター等で活動していただいておりますけれども、主に多摩地域、立川支部のほうは、複数の市町村で1つの保護区を構成しております。今

日ご参加されている八王子市や町田市は一市で保護区を構成していただいておりますけれども、例えば日野・多摩・稲城地区は日野市、多摩市、稲城市の3市で1つの保護区を構成していただいております。また北多摩北という保護区ですと、清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市の5市を1つのまとまりとして活動していただいております。

今日の話に出ますが、保護司の適任者をどのように確保していくかということについて、非常に苦心しているところでございます。本庁の管内では保護司さんが約2,300人いらっしゃいます。そして立川支部管内では約900人、合わせて約3,200の方が活動しているという前提でございます。

保護司の活動について、どのように理解していただくかについて、今日も様々な団体がメンバーに入らせていただいておりますけれども、保護観察所におきましては、広く地域の方、様々な団体や業界の方に、まずは広く保護司を正しく知っていただくということで、保護司の広報について努めているところでございます。そして今観察所で取り組んでいることは、地方公共団体の広報誌でございます。各住民の方に配っていただく広報誌に、ここ数年保護司を取り上げていただいております。これはすごくありがたいことで、最初は、一昨年、渋谷区の広報誌に取り上げていただきました。実際の保護司の活動について、数ページにわたり紹介していただきました。今日ご参加されている中野区さん、八王子さんには、今年度取り上げていただき、現在は都内19の地方公共団体に掲載していただいております。

この効果は非常に大きく、自治体の広報誌ですと各戸に配られるのはもちろんですが、主要なターミナルに置いていただいたり、あとは自治体のホームページへ電子版を載せていただいたりし、広報誌を見て保護司に関心を持ち、自分で何かできることはないかと観察所へ問い合わせをしていただいて、地元の保護司さんとも色々話をさせていただいた上で、実際に保護司になっていただいた方もいるということで、ありがたい取組です。取り上げていただいた各地方公共団体の皆様には、お礼を申し上げますとともに、引き続きこの取組を62の市区町村全てでも広報誌への掲載が進むように、観察所としても引き続きお願いを継続していきたいと思っています。一つ、取組のご紹介でございます。

次に、冒頭、竹迫本部長からございましたけれども、昨年末の臨時国会で、保護司法の

一部を改正する法律が成立いたしました。背景として、保護司の担い手の確保という課題があったことに加え、一昨年になりますが、滋賀県の大津市にて現役で活動してくださっている保護司さんが、担当している保護観察の対象者から殺害されるという、非常に痛ましい、あってはならないことがございました。そしてその中で、保護司活動の安全確保が大きな課題になってございます。その前の段階から、第二次再犯防止推進計画を受けて、法務大臣が設置された「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」で様々な視点から検討がなされておりまして、その報告書等を受けまして、保護司法が改正されたものでございます。

改正のポイントは大きく3つございます。1つは適任者の確保ですが、先ほど申し上げました広報もそうですが、関係機関との連携や、保護観察所の長がしっかりと働きかけるようにと、これまでの保護司の人脈のみに頼った広報から脱却するという観点からもございます。そしてより安定的に経験を積んで活動していただくということもありまして、この改正法が施行されますと、保護司の任期が2年から3年に延長されます。一番はより多様な保護司の担い手の確保という観点でございます。

そして2つ目が保護司の活動環境の整備で、ここはそれぞれの各地方公共団体の皆様方にご協力をいただいている、これからも引き続きお願いをしたいところでございますけれども、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターが法定化され、法律に明記されました。これも冒頭に本部長からお話がありましたけれども、地方公共団体等による保護司会への協力が、今回の法改正により、保護司、保護司会、保護司連合会への活動について、協力できるというものが、協力するよう努めるとする努力規定になったものでございます。ここは従前から保護司の皆様のご要望等が強かったところでございます。

東京都内の各地方公共団体には、既に更生保護サポートセンターへの御協力、広報誌、あるいは保護司適任者の観点から、非常に御協力いただいているところがございますけれども、こういった規定が整備されることで、さらにご協力しやすくなるというか、していただくことが進むというか、望まれるところでございます。

それから民間企業への保護司である従業者への配慮規定の新設もございます。今地方公共団体の中には、例えばその職員の方が保護司の活動をするに当たっては、職務専念義務の免除をしていただくような自治体があるということを知りまして、こういうことが

民間企業にも進むことを期待したものという考えでございます。

保護司の活動をするに当たっては、研修を受けていただくということですか、保護観察の対象者の相談に乗っていただくということで、実際に昼間の時間を使うこともございますので、そういったことで働き盛りや仕事が忙しい方々が保護司になっていただくことが難しいといった中で、少しでも保護司活動がしやすい環境が整うということを目指してということかと思えます。

国がしっかりと努力していかないといけないですけども、地方公共団体の皆様、それから民間の皆様、様々な方で保護司活動を支えていただいて、安定した、継続的な保護司活動を目指されるというものでございます。

3つ目が保護司の安全確保で、保護司の安全確保に対する国の責務規定の新設がなされました。具体的には面接場所が大きな課題となっております。様々な背景事情の中で、保護観察対象者への指導等に当たって、やはり様々な選択肢があり、自宅で面接してくださる方もいらっしゃる、条件が整わない方もいらっしゃる、更生保護サポートセンターで面接をしていただく、あるいは、一昨年から保護司さんが面接に当たってレンタルスペースや公共のスペースを借りて面接する場合に、実費弁償を行う制度もできましたが、国が保護司さんの面接する場所を整えるようにと明記されましたので、これを受け、更生保護サポートセンターとなりますと、地方公共団体のご協力をいただきながらになるかと思えますけれども、そういったことに取り組んでまいりたいと考えております。

少し駆け足で恐縮ですが、この3つが大きなポイントです。もちろん、法律が改正されれば全てよくなるというわけではありません。引き続き保護司の皆さんの意見をしっかりと受け止めながら、よりよい充実した制度ができますように努めてまいりたいと思っております。

次に、先ほどから出ている更生保護サポートセンターでございます。更生保護サポートセンターは、保護司さんが活動する拠点として、各保護区内に1つ、実際には地方公共団体の公共のスペースを借りることが多くございまして、例えば区役所の1室ですとか、区の庁舎の隣の建物ですとかを借りることが多くございます。これは立地の問題もございまして、様々なサービス、例えば保護観察対象者を受けるとあって様々な連携も取

りやすいということで、そこに経験豊富な保護司さんが待機していて、各種相談に対応していただくということでございます。

更生保護サポートセンターが設置されてから、様々な相談が受けやすくなったり、保護司活動が活発になってきたということがありまして、令和7年度、今年度の予算措置で、保護区内で2つ目の更生保護サポートセンターを意味するサテライト型更生保護サポートセンターが全国で43か所設置されました。東京においては5つの保護区でサテライト型更生保護サポートセンターが設置されました。これは非常に保護司さんにとってもありがたいことで、どうしても保護区の中に1か所ということになると、交通のアクセスの問題で、保護対象者がそこへ行くのに便が悪いということもありますので、2つ目ができたところは非常に喜ばれておりまして、是非こういった2つ目の、サテライト型更生保護サポートセンターという取組が広がっていけばと考えているところでございます。

そして最後でございます。国内では保護司のことを色々心配いただいているところでございます。担い手の確保等ご心配いただいているところでございますけれども、国際的にはこの保護司の制度が、非常に関心や高い評価をいただいているところです。きっかけは2021年の京都 kongress で、再犯防止の国連準則を日本主導で作ろうということで、関係の皆様がここ数年ご尽力いただきまして、昨年末の国連総会で再犯防止の準則が決議され、ローマ字表記のまま“hogoshi”が表記されたということです。具体的には罪を犯した人と地域社会をつなげる地域ボランティアの重要性や、その活動の持続可能性を確保する法整備等の必要性に関する記載が盛り込まれ、地域ボランティアの具体例として“hogoshi”の文言が盛り込まれました。長年保護司の皆様が各地域で活動してきたことが、こういう形で評価されたということですが、国内的にはまだまだ十分に活動が知られていないというところがございます。しっかりと広報をして、保護司の担い手を確保させていただいて、将来に渡って持続可能な制度をしていくということが、保護観察所としては大きな課題でございます。保護司の適任者確保という観点、活動場所の確保という観点では、各地方公共団体のご協力を得て活動場所の確保を進めておりますので、引き続きこの活動を温かく見守っていただければと思います。東京保護観察所からは以上です。

○田邊部長 杉山様、ありがとうございました。それでは、本情報を踏まえまして、委員の皆様のお伺いできればと存じます。委員の皆様におかれましては、御意見・

御発言等ございましたら、Teams の「挙手機能」又は挙手にてお知らせ願います。よろしく願います。

○吉成委員 東京都町会連合会の吉成です。ちょっとお伺いしたいのですが、保護司法改正のポイントの中に保護司の適任者の確保、その2項目に関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定されていますが、保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却と書いています。現在私は中野区で今民生児童委員推薦会の委員長をさせていただいているのですが、充足率では保護司の人が75.4%と公表されて、民生児童委員と大体同じようなパーセンテージかと感じています。保護司さんと民生児童委員さんは同じように24時間365日仕事をされている中で、中々受ける人がいないという大変な仕事だと思っています。ここにある人脈のみに頼った保護司探しということですが、中野区の民生児童委員の場合には、各地区にある推薦準備会で候補者を推薦して、その候補者を中野区推薦委員会で決めていくという流れになるのですが、保護司の方はどこでどうやって決めて、誰がなっているか分からないのですね。ですから、今日の資料にもあるように、自治体の広報誌においても保護司さんを紹介していますが、一般の人が見ても、保護司さんが決まってくる過程が分からないし、誰がなっているかがわからない。10年ぐらい前には、中野区の保護司の推薦会みたいなものがありましたが、今はなくなってしまいましたね。そういうところは、保護司会のほうではどのように考えているか教えてください。

○杉山所長 吉成先生ありがとうございます。まず保護司法の新しい条文ですけれども、保護観察所の長は保護司の職務の意義や内容に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うにあたり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体、個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする定められております。保護観察の長が様々な機関と連携してしっかりやるようにということでございます。

今おっしゃっていただいたところでございますが、各保護区単位で推薦委員会というものを設けているところもございます。ただ、そうでないところもございまして、保護司の方で退任される方がいると、その方が次の方を探すというように、必ずしもシステム化されていないところもございまして、おっしゃるようなご指摘はごもっともかと思えます。保護司さん個人に任せていると、これまでと同じことになってしまいますから、推薦委員会をきちんと立ち上げるということも1つですし、あるいは地方公共団体ときちんと相談することも1つかと思います。いただいたご意見をもとに、保護司

の組織の皆様と相談しながら進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○田邊部長 ありがとうございます。他にご意見ご発言等ございますでしょうか。では糸賀様よろしくをお願いします。

○糸賀委員 私は当事者遺族で参加させていただいているのですが、更生保護という必要なことだと思います。大体被害者のいないオーバードーズとか薬物使用について、歌舞伎町で一斉摘発というニュースを昨日やっていましたけど、そういう人達は家庭で何か問題があったり、学校でいじめにあったりだとか、そういう人間不信になった人達がそういうところに集まってしまうのかと考えるところです。一人ひとりに事情があってそういうところに集まって、要するに居場所がない人達、例えば薬物使用やオーバードーズで済めばいいのですが、本当の犯罪者にならないように、こういう更生保護の活動が非常に大事だというのを感じました。今日はありがとうございました。

○田邊部長 糸賀様、ありがとうございました。他にご発言等ございますでしょうか。では高橋様をお願いします。

○高橋委員 ご説明ありがとうございました。参考までに教えていただきたいのですが、先ほど民生児童委員の充足率の問題もあって、非常に今確保が年々難しくなっています。そこで民生児童委員であれば要件を緩和、例えば民生児童委員になれる年齢を緩和したり、あるいは民生児童委員の居住地域を緩和したりと色々しているのですが、保護司さんの中で規定しているようなこともありましたけど、保護司の要件、そういう年齢要件や住まいの要件等があるのかどうか。また民生児童委員は人口規模に応じて基準となる参酌基準、民生児童委員の参酌基準を示しているのですが、保護司さんにもそういう基準があるのかどうか。不勉強で申し訳ないのですが、よろしければ教えていただければ助かります。よろしくをお願いします。

○杉山所長 ありがとうございます。保護司の方は法律の要件で申しますと、新しい法律の例で申し上げますけれども、保護司は次に掲げる要件のうち、法務大臣が委嘱するとしておりまして、人格識見が高いこと、他の保護司及び保護観察官と協力して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること、そして職務遂行に必要な時間を確保できることということで、必ずしも何か資格ということではございません。熱意がある方をお願いをしています。年齢は、古くは、法務省の運用で新しくなっただけ保護司さんは

65歳以下の方ということでしたが、ここ数年退職年齢も伸び、65歳ぐらいまで現役で働く方もいて、それから地域で活動しようという方がいらっしゃると思いますので、先ほどの運用は撤廃され、今はこの東京でも70歳ぐらいで始めていただく方もいらっしゃいます。

どちらかという、条件の緩和というよりは、保護司の活動を行っていただくに当たり時間をとっていただくことがすごく多く、例えば平日の研修を受けていただくことが負担になるので、観察所では例えばオンラインでの研修を行うなど、柔軟な対応ができるよう、整備を進めております。また、保護観察の対象者を一人で担当していただくのは色々な負担がございますので、複数担当制として最近では1人の保護観察者を複数の保護司が担当し、時間の面や気持ちの面などの負担を分かち合えるような仕組みも取り入れております。安心して保護司になっていただけるように、また続けやすいように、保護観察所がもっと努力しないといけないと思っています。

○高橋委員 ありがとうございます。

○田邊部長 高橋様、ありがとうございました。他に何かご質問等ございますでしょうか。では松本様、よろしく申し上げます。

○松本委員 東京都保護司会連合会の会長の松本眞由美と申します。先ほど吉成さんからお話されました件について、今は区の職員さんに保護司になっていただくということもございます。ですので、東京都の職員さんも是非保護司になっていただいて、皆さんに保護司活動を理解していただくということもお願いしたいと思いい見を述べさせていただきました。

○田邊部長 松本様ご意見ありがとうございます。他にご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そろそろ時間でございますので、締めくくりをさせていただきます。

実務者会議、そして本協議会におきまして、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。頂いたご意見も踏まえまして、今後とも当方としては、再犯防止に取り組む多様な主体の結び目として、役割を果たしていきたいと思っております。また、鳥取県様にはお忙しいところ、ご講演いただき、改めて感謝申し上げます。

本日の議事については、後日、皆様に議事録をお送りし、内容をご確認いただいた後、公表させていただきます。なお、次回の協議会の開催については、来年度以降改めて連絡差し上げる予定です。

ではここで、改めて全体を通じてご発言やご質問等ございますでしょうか。

では以上をもちまして、「令和7年度東京都再犯防止推進協議会」を閉会いたします。本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後4時00分 閉会